

農地使用貸借契約書

貸人 (以下「甲」という。) と借人 (以下「乙」という。) とは、甲の所有する農地の使用貸借による権利設定について、次のとおり契約する。

第 1 条 甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して末尾記載の農地（以下「農地」という。）を貸与するものとする。

第 2 条 甲・乙は、互いに協力し速やかに農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請を行うものとする。

(2) 前項の申請にもかかわらず、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を得ることができなかった場合、この契約は当然失効するものとする。

第 3 条 使用貸借の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とする。

第 4 条 乙は、この農地を耕作の事業に供するものとする。

第 5 条 乙は、書面による事前の承諾なくして農地の現状を変更し、前条に定める目的以外の物件を整備し、農地を転貸し、または使用貸借による権利を第 3 者に譲渡する等この契約に定める目的以外の一切の行為をしてはならない。

第 6 条 乙は、農地の利用に伴う一切の費用を負担する。

第 7 条 この契約が終了したときは、乙は、農地を現状に復しこれを甲に返還しなければならない。

第 8 条 この契約に関しては、解約権の留保は行わないものとする。

第 9 条 甲・乙は、この契約の各条項を誠実に履行するものとする。

第 10 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める各条項の解釈に疑義を生じたときは、甲・乙は、誠実をもって協議しその解決にあたるものとする。

平成 年 月 日

貸 人 (甲)

住 所 :

氏 名 :

印

借 人 (乙)

住 所 :

氏 名 :

印

